

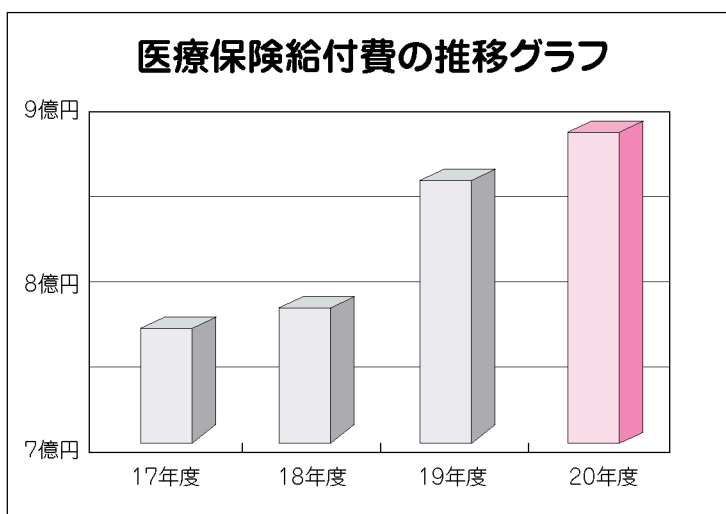
◆ご存知ですか？ 国民健康保険の医療費が増加しています。

一宮町国民健康保険の医療費総額は平成17年度は7億6,666万円でしたが、平成19年度には8億5,434万円となり、**3年間で11.1%増**えています。

平成20年度7月までの医療費は3億2,957万円になっており、今後、昨年度並みに医療費がかかると想定した場合、**平成20年度の医療給付費総額は8億7,726万円**になると見込まれます。

下のグラフのとおり医療費の額が毎年上昇しており、一宮町の国民健康保険の財政はたいへん厳しい状況です。国保税の値上げなどに頼らずに国保を健全に運営していくためには、国民健康保険に加入している一人ひとりが医療費の削減につとめる必要があります。

町では生活習慣病を予防するため、**国民健康保険加入者への特定健診・特定保健指導**を行っています。これらをご活用いただき、普段からの健康づくりや病気の早期発見・早期治療で**医療費の増加を防ぐように心がけましょう。**



年度	医療費総額
平成17年度	7億6,666万円
平成18年度	7億7,667万円
平成19年度	8億5,434万円
平成20年度	

一人当たり医療費(平成19年度)

一般被保険者分	206,657円
退職被保険者分	341,047円

■平成20年度見込額

医療保険給付費 8億7,726万円
平成20年3月診療分～7月診療分
3億2,957万円

ひとり親家庭等医療費等助成事業が改正されました。

母子家庭または父子家庭等の経済的負担を軽減するために、申請により町では医療費等の一部を助成しています。ただし所得制限があります。

助成対象者は、ひとり親家庭の父または母とその児童【18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(20歳未満の者で別に定める障害の状態にある児童)】と、父母が監護しない場合で、父母にかわりその児童を養育している方です。

今回、後期高齢者医療制度の創設や、障害者自立支援法の施行に伴い、10月1日から次の内容について改正されました。

主な改正点

- (1) 75歳以上の高齢者について、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度に移行したことにより、受給資格者の要件に高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者を追加しました。
- (2) 障害者自立支援法の施行により、障害児施設への入所措置から利用契約制度へ移行したことに伴い、医療費の自己負担が発生していることから、入所している児童の医療費を助成対象にしました。
- (3) 入院時食事療養費・生活療養費の標準負担額は、一般家庭や通院患者との均衡を図るため助成対象外になりますが、1日300円の自己負担を廃止しました。

※この改正内容は、10月1日以降に医療機関等で、ひとり親等が受診した医療費から対象になります。